

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）新旧対照表（案）

新	旧																																
<p>別表第12の2（第48条の4関係）</p> <p style="text-align: center;">土壌の汚染状態の基準</p> <p>土壌の汚染状態の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定有害物質の種類</th> <th style="text-align: center;">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>検液1リットルにつきカドミウム<u>0.003ミリグラム</u>以下であること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>検液1リットルにつき<u>0.01ミリグラム</u>以下であること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～3 (略)</p> <p>2 土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定有害物質の種類</th> <th style="text-align: center;">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>土壌1キログラムにつきカドミウム<u>45ミリグラム</u>以下であること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>3 (略)</p>	特定有害物質の種類	基準値	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム <u>0.003ミリグラム</u> 以下であること。	(略)		トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.01ミリグラム</u> 以下であること。	(略)		特定有害物質の種類	基準値	カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム <u>45ミリグラム</u> 以下であること。	(略)		<p>別表第12の2（第48条の4関係）</p> <p style="text-align: center;">土壌の汚染状態の基準</p> <p>土壌の汚染状態の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定有害物質の種類</th> <th style="text-align: center;">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>検液1リットルにつきカドミウム<u>0.01ミリグラム</u>以下であること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>検液1リットルにつき<u>0.03ミリグラム</u>以下であること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～3 (略)</p> <p>2 土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定有害物質の種類</th> <th style="text-align: center;">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>土壌1キログラムにつきカドミウム<u>150ミリグラム</u>以下であること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>3 (略)</p>	特定有害物質の種類	基準値	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム <u>0.01ミリグラム</u> 以下であること。	(略)		トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.03ミリグラム</u> 以下であること。	(略)		特定有害物質の種類	基準値	カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム <u>150ミリグラム</u> 以下であること。	(略)	
特定有害物質の種類	基準値																																
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム <u>0.003ミリグラム</u> 以下であること。																																
(略)																																	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.01ミリグラム</u> 以下であること。																																
(略)																																	
特定有害物質の種類	基準値																																
カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム <u>45ミリグラム</u> 以下であること。																																
(略)																																	
特定有害物質の種類	基準値																																
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム <u>0.01ミリグラム</u> 以下であること。																																
(略)																																	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.03ミリグラム</u> 以下であること。																																
(略)																																	
特定有害物質の種類	基準値																																
カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム <u>150ミリグラム</u> 以下であること。																																
(略)																																	